

農業近代化資金の金利負担軽減措置

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 4, 832(5, 646)百万円の内数】

対策のポイント

農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援します。

<背景/課題>

地域農業を維持・発展させるためには、意欲と能力のある「担い手」が、自らの創意工夫を活かした経営改善の取組を行うことが重要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

認定農業者が民間金融機関から借り入れる農業近代化資金について、スーパーL資金の貸付金利と同水準となるよう金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

認定農業者

2. 措置内容等

(1) 対象資金

農業近代化資金

(2) 償還期限

資金用途に応じ7～15年以内（うち据置期間2～7年以内）

(3) 融資枠

325(250)億円

(4) 金利負担軽減措置

スーパーL資金の貸付金利と同水準となるよう金利負担を軽減

3. 事業実施主体

公益財団法人農林水産長期金融協会

<取扱融資機関>

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 (03-6744-2165)]